

鈴鹿医療科学大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

1. 趣旨

Facebook、Twitter、Instagram、LINE 等のソーシャルメディアは、主要なコミュニケーションツールとして普及し、誰でも手軽に投稿することが可能となりました。その一方で、不正確な情報や不用意な記述・発言が意図しない問題を引き起こし、社会に対して多大な影響を及ぼす危険性も含んでおり、法令違反があれば刑事罰に問われることがあるほか、民事訴訟に発展する可能性もあります。

鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）は、学生・教職員が個人の責任において行うコミュニケーション活動を尊重していますが、鈴鹿医療科学大学ソーシャルメディア利用ガイドラインを策定し、業務または私的利用にかかわらずソーシャルメディアを安全かつ適切に利用するための基本的な事項を定めました。

2. ソーシャルメディアの定義

このガイドラインにおいてソーシャルメディアとは、ブログ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画共有サイトなど、利用者がインターネットやウェブ技術を用いて特定または不特定多数のユーザーに情報を発信できるメディアのことをいいます。

3. ソーシャルメディアの利用に当たっての基本原則

(1) 法令等の遵守

日本国内の法令、大学が定めた各種規程等を遵守すること。留学や旅行などの海外渡航中においては、関係国の法令や国際法を遵守して下さい。

(2) 人権の尊重

基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等に関して侵害することがないように十分留意して下さい。

発言に際しては、読み手や受け取る側の個性や多様性を尊重し、自身の考えを押し付けず、異なる意見や考え方、生き方をお互い認め合うコミュニケーション活動を行って下さい。

(3) 正確な情報発信

正確な情報発信を心掛け、虚偽の情報や誤解を招く情報を発信しないよう注意して下さい。

(4) 誠実な対応

意図せず、自ら発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を与えたりした場合には、誠実に対応するよう努めて下さい。

(5) 禁止事項

次に掲げる情報発信は、禁止します。

- ① 他者を侮蔑する表現、発言
- ② 人種、思想、信条等について差別する発言、または差別を助長させる行為
- ③ 政治活動、宗教活動、選挙活動を目的とする内容
- ④ 違法若しくは不当な発言、またはそれらの行為を煽るような発言

- ⑤ 正否が確認できない情報（噂や流説など）を発信すること
- ⑥ 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関する情報を発信すること
- ⑦ 授業や研究室など本学で知り得た守秘義務を要する情報（研究上の秘密や業務情報など）はもとより、実習先やアルバイト先で職務上知り得た情報を許可なく発信すること
- ⑧ 当人の許可を得ていない他者の秘密及び個人情報を発信すること
- ⑨ 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げる情報を発信すること
- ⑩ その他、公序良俗に反する情報を発信すること

(6) 鈴鹿医療科学大学の一員としての自覚

ソーシャルメディアを使用する場合は、本学の一員として自覚と責任をもった発信を心掛けて下さい。一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを認識し、自分自身のプライバシーの保護に留意して下さい。

本学学生及び教職員がソーシャルメディア上に掲載した情報に、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合、または本学の名誉を著しく損ねていると本学が判断した場合には、懲戒処分の対象となることがあります。

4. ソーシャルメディアにおける鈴鹿医療科学大学 SNS 公式アカウントの取扱い

ソーシャルメディアにおける鈴鹿医療科学大学 SNS 公式アカウントの取扱いについては、別に定めます。

5. 相談・連絡先

万が一、個人情報漏えいや炎上等のトラブルが発生した場合、またはその恐れがある場合は、すぐに下記部署へ連絡願います。

・教職員…企画広報課 ・学生…学生課